関係各位

会社名:三井物産株式会社

代表者名:代表取締役社長 堀 健一

(コード番号:8031)

本社所在地:東京都千代田区大手町

一丁目2番1号

事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

三井物産株式会社(本社:東京都千代田区、社長:堀 健一、以下「当社」といいます。)は、2025年4月9日付の取締役会決議により、下記のとおり、当社の在任条件型リストリクテッド・ストック・ユニット(以下「本権利」といいます。)に基づく事後交付型譲渡制限付株式報酬としての新株式(以下「本株式」といいます。)の発行(以下「本新株発行」といいます。)を行うことについて決定しましたので、お知らせします。

記

1. 本新株発行の概要

1.000.000			
(1)	払 込	期日	2025年4月30日
(2)	発行すの種類		当社普通株式 493, 304 株
(3)		価 額	1 株につき 2,926 円
(4)	発 行	総額	1, 443, 407, 504 円
(5)	及びその	当ての対象者 人数並びに割 る 株 式 の 数	執行役員 8 名 493, 304 株 (うち退任者 6 名 416, 904 株)
(6)	ح	の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発 生を条件とします。

注:本新株発行により発行される株式数の本新株発行前の時点における当社の発行済株式総数に対する割合は 0.017%です。

2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、2022年4月8日開催の取締役会において、当社の取締役を兼務していない執行役員を対象に、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、「在任条件型リストリクテッド・ストック・ユニット制度」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

本制度に基づき執行役員8名(うち退任者6名)(以下「付与対象者」といいます。)に付与した本権利が確定することに伴い、2025年4月9日開催の取締役会において、本新株発行を決定しました。本新株発行においては、本制度に基づき、付与対象者が当社に対する金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、本株式の発行を受けることとなります。

【本制度の概要等】

当社は、事業年度毎に、株式報酬制度の一環として本制度の付与対象者に当社普通株式を譲渡制限付きで受領する権利を取締役会の決定に基づき付与します。

各付与対象者への具体的な支給時期及び金額については、取締役会の諮問委員会であり、社外取締役(独立役員)が委員長を務める報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会において決定します。

本制度の1株当たりの払込金額は、当該発行または処分にかかる取締役会決議がなされる日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の属する月の直前3か月の東京証券取引所における当社の普通株式の日次終値の平均値(終値のない日を除き、1円未満の端数は切り上げます。)を基礎として、付与対象者に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会が決定します。

また、本新株発行は、付与対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)が締結されることを条件とします。付与対象者が後記3.(1)記載の譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本株式は、譲渡制限期間中、当社が指定する証券会社に開設される専用口座で管理される予定です。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限

付与対象者は、本株式の払込期日(2025年4月30日)より30年間(但し、付与対象者のうち2025年3月末日で当社を退職した者については、本株式の払込期日(2025年4月30日)より2025年5月15日までの間)(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません(以下「本譲渡制限」といいます。)。

(2) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、付与対象者(付与対象者のうち2025年3月末日で当社を退職した者を除く。)が本株式の譲渡制限期間満了前に当社の取締役または執行役員のいずれの地位をも退任した場合には、本譲渡制限は解除されます。

(3) 無償取得事由 (クローバック条項)

付与対象者が、譲渡制限期間中に、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由 に該当した場合、当社は、本株式の全部または一部を、当然に無償で取得します。

(4)組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他一定の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、無償取得する本株式の数及び本譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

4. 発行価額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づく当社の第104期事業年度(2022年4月1日~2023年3月31日)乃至第106期事業年度(2024年4月1日~2025年3月31日)(但し、一部の付与対象者については、加えて当社の第101期事業年度(2019年4月1日~2020年3月31日)乃至第103期事業年度(2021年4月1日~2022年3月31日))の譲渡制限付株式報酬のために支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。1株当たりの発行価額は、恣意性を排除するため、本取締役会決議日(2025年4月9日)の属する月の直前3か月の東京証券取引所における当社の普通株式の日次終値平均値(終値のない日を除き、1円未満の端数は切り上げます。)である2,926円としました。これは合理的で、且つ付与対象者に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

なお、この価格は、東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の本取締役会決議日の前営業日 (2025年4月8日) における終値である2,596円からのかい離率12.71% (小数点以下第3位四捨五入。かい離率の計算において、以下同じ。)、1か月 (2025年3月9日から2025年4月8日まで) 終値単純平均値である2,820円 (1円未満切捨て。終値単純平均値において、以下同じ。) からのかい離率3.76%、3か月 (2025年1月9日から2025年4月8日まで) 終値単純平均値である2,883円からのかい離率1.49%、及び6か月 (2024年10月9日から2025年4月8日まで) 終値単純平均値である3,050円からのかい離率-4.07%となっておりますので、付与対象者に特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上

本件に関する問合せ先:三井物産株式会社

IR 部 TEL: 03(3285)7657 広報部 TEL: 080(5912)0321

ご注意:

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。